

平成 21 年 6 月

## 平成 21 年度合法性等の証明された木材の普及促進事業の 進め方について（案）

### 1 基本的な考え方

違法伐採問題に取り組むため、国内の木材関連業界では、合法性等が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）の円滑な供給を可能とする体制を整備するため、平成 18 年度以来 3 年間「違法伐採総合対策推進事業」を実施し、政府調達に必要な供給体制が概ね整備されつつあるが、我が国での違法伐採対策を一層効果的に行うためには、合法木材の政府調達のみならず、民間の市場及び一般消費者の中に浸透させ、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除する必要がある。

このため、本事業では、国の出先及び地方行政機関・一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法性等の証明された木材・木材製品の普及拡大を行ない、また、木材供給事業者に対して、一般消費者まで供給可能な合法性等の証明された木材・木材製品の円滑な供給体制の整備を行うこととし、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、合法木材普及啓発事業、合法木材普及支援事業、合法木材供給体制整備事業、合法木材信頼性向上事業を行うものである。

初年度の今年度としては、関係者による委員会の設置と審議により、全体の枠組みを明確にするとともに、合法木材を実需に結びつける普及事例を見える化し、システム全体の普及・改善を図ることとする。

### 2 21 年度の具体的な進め方

#### (1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

##### (ア) 趣旨

本事業の基本方針の作成や事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、また、各事業の効果的実施のため普及拡大部会、及び供給体制整備部会を設置し、開催する。

##### (イ) 実施の方向

委員会および部会の構成は、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境NGOなど幅広い関係者の代表者を構成員とし、メンバーは別途定める。関係行政機関など幅広くオブザーバーの参加を求める。委員会は基本的に年二回、部会は年三回開催し、開催の経緯は基本的に公開する。

(2) 合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業

(ア) 趣旨

合法木材利用の推進拡大を進めるため、国の出先及び地方行政機関・消費者・需要者への利用推進のPR活動を多面的に展開するとともに、利用推進のための体制整備および関連情報の収集などを実施する。

(イ) 事業の実施方向

(A) 合法木材普及啓発事業

合法木材普及拠点キャンペーンの実施

一般市民、需要者企業向けに、合法性が証明された木材とその供給体制の普及活動を、エコプロダクツ展と合法木材セミナーなどを中心に多面的に実施する。

合法木材普及促進活動

都道府県における木材業界団体他、合法木材供給事業者認定団体と連携し、合法木材普及促進への組織的な働きかけを行う。

(B) 合法木材普及支援事業

合法木材普及窓口機能の強化

供給者のみならず需要者、一般市民の合法木材の供給体制の問い合わせに、認定団体等と連携して的確に対応できるよう、合法木材ナビの掲載情報、Q&Aの充実、対応マニュアルの整備を図り、迅速な情報提供ができるよう体制を整備する。

生産国調査

主要輸出国の情報収集体制の整備を図り、輸入合法木材情報を解りやすく提供するとともに、我が国への木材輸出地域で合法性証明に課題が多いアジア地域を中心に合法性証明の実態について現地調査を実施する。

(3) 合法性等の証明された木材・木材製品の供給体制整備事業

(ア) 趣旨

幅広い合法木材の需要に応えられるよう、合法木材の供給拡大と信頼性の向上を図るため、以下の事業に取り組みます。

(イ) 事業の実施方向

(A) 合法木材供給体制整備事業

合法木材供給推進事業

現在の供給事業者のレベルアップを図り合法木材の供給拡大を図るため、各事業者が供給体制を強化するよう認定団体と連携して取組を進めるとともに、輸入材産地国に対する情報提供に取り組む。

#### 合法木材供給ネットワーク拡大事業

未だ認定を受けていない木材業者に対して認定団体を通じて認定事業者登録のための呼びかけを行う。また、納材業者、工務店などに制度の普及を図り、合法木材の供給体制の強化を図るため、説明会、イベントにおける普及宣伝等を実施する。

#### (B) 合法木材信頼性向上事業

##### 信頼性向上促進活動

認定団体を通じて信頼できる合法木材の供給を促進するため、認定事業者の指導、優良者の顕彰などを行う。

##### 合法木材供給認定事業者モニタリング

合法木材供給システム全体の活動を点検し信頼性を高めるため、合法木材供給事業者、同認定団体、証明された木材の追跡など多角的なモニタリングの体制を構築する。

##### 研修の実施

認定団体の管理責任者を対象とし合法木材の供給体制推進等のため全国研修を実施するとともに、認定団体が実施する研修の支援を行う。